



# 新潟県報

発行 新潟県

**第 75 号**

平成28年 9 月 27 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 1022 自衛隊員の募集（市町村課）
- 1023 県税の収納事務の委託の一部改正（税務課）
- 1024 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1025 優良図書 の 推 奨（児童家庭課）
- 1026 保安林の指定予定（治山課）
- 1027 土地改良区 の 定 款 変 更 認 可（農地計画課）
- 1028 土地改良区 の 定 款 変 更 認 可（農地計画課）
- 1029 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1030 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1031 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1032 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1033 都市計画の変更案の縦覧（下水道課）

### 公 告

- 第45期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦（労政雇用課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

### 選挙管理委員会規程

- 12 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 13 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

## 告 示

### ◎新潟県告示第1022号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成28年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 募集対象及び募集期間

| 募 集 対 象           |       |       | 募 集 期 間                    |
|-------------------|-------|-------|----------------------------|
| 男女別               | 要員区分  | 採用予定数 |                            |
| 自衛官<br>候補生<br>男 子 | 陸上自衛隊 | 若干名   | 平成28年11月4日（金）まで<br>（現在受付中） |
|                   | 海上自衛隊 |       |                            |
|                   | 航空自衛隊 |       |                            |

#### 2 試験期日及び試験会場

| 試 験 期 日 | 試 験 会 場 |
|---------|---------|
|         |         |

|  |   |
|--|---|
| ○第1回採用試験<br>終了しました。  |   |
| ○第2回採用試験<br>終了しました。  |   |
| ○第3回採用試験<br>平成28年11月19日(土)<br>20日(日)<br>※合格発表<br>平成28年12月9日(金) | ○11月19日(土)<br>陸上自衛隊高田駐屯地<br>(上越市南城町3-7-1)<br>○11月20日(日)<br>陸上自衛隊新発田駐屯地<br>(新発田市大手町6-4-16) |

※ 期日及び会場は、変更する場合があります。

※ 上表の期日以降、第4回採用試験(平成29年1月中旬)を予定しています。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせをすること。

◎新潟県告示第1023号

県税の収納事務の委託(平成28年3月新潟県告示第294号)の一部を次のように改正する。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 1 委託を受けた者<br>(1)・(2) (略)<br>(3) <u>東京都豊島区東池袋三丁目1番1号</u><br><u>株式会社ファミリーマート</u><br>(4)～(10) (略)<br>(11) <u>削除</u><br><br>(12)～(15) (略)<br>2・3 (略) | 1 委託を受けた者<br>(1)・(2) (略)<br>(3) <u>愛知県稲沢市天池五反田町1番地</u><br><u>株式会社サークルKサンクス</u><br>(4)～(10) (略)<br>(11) <u>東京都豊島区東池袋三丁目1番1号</u><br><u>株式会社ファミリーマート</u><br>(12)～(15) (略)<br>2・3 (略) |

◎新潟県告示第1024号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

| 名称     | 所在地                    | 担当する医療の種類               | 指定年月日     |
|--------|------------------------|-------------------------|-----------|
| 新潟聖籠病院 | 北蒲原郡聖籠町大字<br>蓮野5968番地2 | 育成医療・更生医療<br>(腎臓に関する医療) | 平成28年9月1日 |

◎新潟県告示第1025号

新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)第13条の規定により、次の図書を優良図書として推奨した。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

図書

| 番号                                     | 図書名                              | 作者名                       | 出版社名         | 推奨年齢の区分  |
|--|----------------------------------|---------------------------|--------------|----------|
| 294                                    | ミルクが、にゅういんしたって?!                 | 野村 一秋                     | くもん出版        | 小学校低学年向き |
| 295                                    | ぼくのたからもの                         | 鈴木 まもる                    | アリス館         | 小学校低学年向き |
| 296                                    | このあしだあれ?はじめてでであう いきものの ふしぎ       | ネイチャー&サイエンス 編             | 河出書房新社       | 小学校低学年向き |
| 297                                    | いしゃがよい                           | さくら せかい さく                | 福音館書店        | 小学校低学年向き |
| 298                                    | おじいちゃんが孫に語る戦争                    | 田原 総一郎 作<br>下平 けいすけ 絵     | 講談社          | 小学校中学年向き |
| 299                                    | ボルネオでオランウータンに会う<br>ーケンタのジャングル体験ー | たかはし あきら ぶん<br>おおとも やすお え | 福音館書店        | 小学校中学年向き |
| 300                                    | おどる詩 あそぶ詩 きこえる詩                  | はせ みつこ 編<br>飯野 和好 絵       | 富山房インターナショナル | 小学校中学年向き |
| 301                                    | 青い目の人形物語 I<br>平和への願い アメリカ編       | シャーリー・パレントー 作<br>河野 万里子 訳 | 岩崎書店         | 小学校高学年向き |
| 302                                    | 大きなたまご                           | オリバー・バターワース 作<br>松岡 享子 訳  | 岩波書店         | 小学校高学年向き |
| 303                                    | ニレの木広場のモモモ館                      | 高橋 方子 作<br>千葉 史子 絵        | ポプラ社         | 小学校高学年向き |
| 304                                    | 14歳の水平線                          | 椰月 美智子                    | 双葉社          | 中学生向き    |
| 305                                    | 月にハミング                           | マイケル・モーパーゴ 作<br>杉田 七重 訳   | 小学館          | 中学生向き    |
| 306                                    | Masato                           | 岩城 けい                     | 集英社          | 中学生向き    |
| 307                                    | 君がここにいるということ<br>小児科医と子どもたちの18の物語 | 緒方 高司                     | 草思社          | 中学生向き    |
| 308                                    | 稲と日本人                            | 甲斐 信枝 さく<br>佐藤 洋一郎 監修     | 福音館書店        | 中学生以上向き  |
| 309                                    | 岸辺のヤービ                           | 梨木 香歩 著<br>小沢 さかえ 画       | 福音館書店        | 中学生以上向き  |
| 310                                    | 君の臓腑を食べたい                        | 住野 よる                     | 双葉社          | 中学生以上向き  |
| 311                                    | 「だから、生きる。」                       | つんくみ                      | 新潮社          | 高校生向き    |
| 推奨の理由<br>青少年の健全な育成を図る上で特に有益であると認められるため |                                  |                           |              |          |

## ◎新潟県告示第1026号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 9 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市市野江丙19、丙44の2、丙62の子、丙89の1、丙89の3、丙89の11、丙110の甲、丙112、丙114、丙115、丙143の丑から丙143の辰まで、丙143の午、丙213、丙231、丙239、丙240、丙296の2、丙297、丙298、丙298の子、丙317、丙318、丙320、丙325の甲、丙325の甲子、丙326、丙326の子、丙640、丙640の1、丙677、丙679、丙684、丙688、丙702、丙703、丙708から丙710まで、丙711の寅、丙713、丙717、丙734、丙735、丙749の2、丙761(次の図に示す部分に限る。)、丙762、丙764から丙767まで、丙776、丙776の1、丙776の2、丙778、丙786から丙788まで、丙793、丙821、丙837の2、丙840の1、丙848、丙849、丙850の1、丙851、丙852、丙857から丙859まで、丙860の1、丙861の1、丙863から丙867まで、丙873の1、丙876、丙878の1、丙879の1、丙880から丙882まで、丙884、丙891、丙893、丙896、丙897、丙899、丙900、丙902の1、丙904の子、丙907、丙909、丙911から丙918まで、丙924、丙926から丙932まで、丙934から丙938まで、丙941、丙943、丙945から丙947まで、丙950から丙962まで、丙964、丙966、丙969、丙978、丙980、丙981、丙983の1、丙986の1、丙990から丙995まで、丙997、丙998、丙1000から丙1002まで、丙1004から丙1007まで、丙1051、丙1052、丙1052の子、丙1053、丙1054、丙1065、丙1070から丙1073まで、丙1075の1、丙1075の2、丙1076、丙1079、丙1081、丙1082、丙1084、丙1085、丙1087、丙1089、丙1091、丙1092、丙1098から丙1103まで、丙1105から丙1109まで、丙1118、丙1119の1、丙1120、丙1123の1から丙1123の3まで、丙1124、丙1127、丙1128、丙1132から丙1135まで、丙1137、丙1138、丙1148、丙1150、丙1152から丙1156まで、丙1163から丙1169まで、丙1171、丙1174から丙1176まで、丙1178から丙1189まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1027号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区の定款の変更を平成28年9月14日認可した。

平成28年 9 月27日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1028号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を平成28年9月14日認可した。

平成28年 9 月27日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第1029号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成28年9月28日から平成28年10月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

|       |     |          |       |
|-------|-----|----------|-------|
| 事業主体名 | 地区名 | 縦覧の書類    | 縦覧の場所 |
| 新潟県   | 築地  | 換地計画書の写し | 胎内市役所 |

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1030号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第365号）を次のとおり解除する。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

| 区域の名称      | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|----------|---------|---------------------|
| 南町二町目山居山地区 | 村上市南町二町目 | 次の図のとおり | 地すべり                |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1031号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

| 区域の名称      | 区域の所在地          | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|-----------------|---------|---------------------|
| 桂（H25）地区   | 岩船郡関川村大字桂       | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 山居山（H25）地区 | 村上市南町二丁目・山居町一丁目 | 次の図のとおり | 地すべり                |

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|
|-------|--------|-------|---------------------|

|          |                    |         |         |
|----------|--------------------|---------|---------|
| 親沢町東地区   | 長岡市親沢町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 龍蔵寺地区    | 長岡市親沢町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 親沢町(3)地区 | 長岡市親沢町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 親沢町(5)地区 | 長岡市親沢町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 親沢東地区    | 長岡市親沢町             | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 高頭町(1)地区 | 長岡市高頭町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高頭町(2)地区 | 長岡市高頭町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高頭町(3)地区 | 長岡市高頭町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高頭町(4)地区 | 長岡市高頭町             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷川支溪地区   | 長岡市高頭町、関原町         | 次の図のとおり | 土石流     |
| 高頭町(1)地区 | 長岡市高頭町、関原町         | 次の図のとおり | 土石流     |
| 小木(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(5)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(6)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木、<br>相田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(7)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(8)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢郷地区     | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 土石流     |
| 相田地区     | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小城ノ城沢地区  | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 土石流     |
| 相田地区     | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 田中(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |                |         |         |
|-----------|----------------|---------|---------|
| 小木(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字小木、船橋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(2)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(3)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(5)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋、小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(6)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋、小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中左溪地区    | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 船橋(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 船橋(2)地区   | 三島郡出雲崎町大字田中、船橋 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 田中地区      | 三島郡出雲崎町大字田中、船橋 | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 船橋(H25)地区 | 三島郡出雲崎町大字船橋    | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 稲川(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(2)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川、小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(3)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(4)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(5)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(6)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(7)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(8)地区   | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(10)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(11)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桂沢(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字桂沢    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉水地区      | 三島郡出雲崎町大字吉水    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(1)地区   | 三島郡出雲崎町大字相田、吉水 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |                 |         |         |
|----------|-----------------|---------|---------|
| 吉水(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字吉水、別ヶ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立石地区     | 三島郡出雲崎町大字立石     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立石(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字立石     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(2)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(3)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹、立石  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小竹(3)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹、立石  | 次の図のとおり | 土石流     |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 上越地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|---------|---------------------|
| 住吉地区     | 妙高市大字住吉  | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 杉野沢(1)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(2)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(3)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(4)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(5)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(6)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷川地区    | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 杉野沢(1)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 杉野沢(2)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 杉野沢(3)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 大鹿地区     | 妙高市大字大鹿  | 次の図のとおり | 地すべり                |



|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 宮沢地区    | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷(1)地区 | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷(2)地区 | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 聞称寺沢地区  | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 大久保沢地区  | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 大谷沢地区   | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 宮沢川地区   | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 大谷(1)地区 | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 大谷(2)地区 | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 木成地区    | 妙高市大字木成 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木成地区    | 妙高市大字木成 | 次の図のとおり | 地すべり    |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1032号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|--------|--|---------------------|
| 親沢町東地区   | 長岡市親沢町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 龍蔵寺地区    | 長岡市親沢町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 親沢町(3)地区 | 長岡市親沢町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 親沢町(5)地区 | 長岡市親沢町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 高頭町(1)地区 | 長岡市高頭町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 高頭町(2)地区 | 長岡市高頭町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 高頭町(4)地区 | 長岡市高頭町 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |

|          |                    |         |         |
|----------|--------------------|---------|---------|
| 小木(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(5)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(6)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木、<br>相田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小木(7)地区  | 三島郡出雲崎町大字小木        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田地区     | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字相田        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(5)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋、<br>小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船橋(6)地区  | 三島郡出雲崎町大字船橋、<br>小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川、<br>小木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(3)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(4)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(5)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(6)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(7)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(8)地区  | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(10)地区 | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲川(11)地区 | 三島郡出雲崎町大字稲川        | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |                     |         |         |
|----------|---------------------|---------|---------|
| 桂沢(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字桂沢         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉水地区     | 三島郡出雲崎町大字吉水         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字相田、<br>吉水  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉水(1)地区  | 三島郡出雲崎町大字吉水、<br>別ヶ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立石地区     | 三島郡出雲崎町大字立石         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立石(2)地区  | 三島郡出雲崎町大字立石         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(2)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(3)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹、<br>立石  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小竹(3)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小竹(1)地区 | 三島郡出雲崎町大字小竹         | 次の図のとおり | 土石流     |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 上越地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地   | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|--|---------------------|
| 杉野沢(2)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(3)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(4)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(6)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 杉野沢(1)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 杉野沢(2)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 杉野沢(3)地区 | 妙高市大字杉野沢 | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 宮沢地区     | 妙高市大字大谷  | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 大谷(1)地区  | 妙高市大字大谷  | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 大谷(2)地区 | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大久保沢地区  | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 大谷沢地区   | 妙高市大字大谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 木成地区    | 妙高市大字木成 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1033号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年9月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 魚沼都市計画下水道
- (2) 名称 魚野川流域下水道(堀之内処理区)

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分  
魚沼市竜光字村前の一部
- (2) 削除する部分  
魚沼市竜光字村前の一部

#### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成28年9月27日  
至 平成28年10月11日
- (2) 場所  
ア 魚沼市大塚新田91-4(〒946-0004)  
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課  
イ 魚沼市今泉1488-1(〒946-8555)  
魚沼市土木課都市整備室

#### 4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

## 公 告

### 第45期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について(公告)

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び同法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第45期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成28年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

第45期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

#### 1 労働者委員候補者

- (1) 候補者を推薦することができる労働組合  
新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

- (2) 候補者の資格  
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。
- 2 使用者委員候補者
  - (1) 候補者を推薦することができる団体  
新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。
  - (2) 候補者の資格  
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続
  - (1) 提出書類
    - ア 別記様式の推薦書 1通
    - イ 候補者の履歴書(市販の横書きのもの) 1通
    - ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通
    - エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通
  - (2) 書類の提出先  
新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟地域振興局企画振興部、長岡地域振興局企画振興部又は上越地域振興局企画振興部
- 4 推薦期間  
平成28年9月27日(火)から同年11月17日(木)まで
- 5 その他  
公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地  
 団体名  
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、  
 労働者委員  
 新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。  
 使用者委員

記

| (ふりがな)<br>氏 名 | 年齢 | (労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位<br>(使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位 | 備考 |
|---------------|----|--|----|
|               |    |  |    |

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、県央圏域広域都市計画マスタープランの素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年 9月27日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 中止となる公聴会の日時

平成28年10月 4日（火） 午後 7時から

- 2 中止となる公聴会の開催場所  
三条市南四日町二丁目10番3号  
嵐南公民館大集会室

---

#### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、魚沼圏域広域都市計画マスタープランの素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年9月27日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成28年10月5日（水） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
南魚沼市坂戸399番地1  
南魚沼市ふれ愛支援センター多目的ホール

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p><b>第42号様式</b>（第74条関係）<br/>（選挙運動用自動車使用証明書の様式）</p> <p>その1（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。<br/>(1)（略）<br/>(2) (1)以外の場合 <u>15,800円</u><br/>5～7（略）<br/>その2・その3（略）</p> <p><b>第42号様式の2</b>（第74条関係）<br/>（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。<br/>(1)（略）<br/>(2) 限度額<br/>ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合<br/><u>7円51銭</u>＝単価<br/>単価×当該作成枚数＝限度額<br/>イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合<br/><u>375,500円 + 5円2銭</u> × (当該作成枚数 - 50,000)<br/>当該作成枚数<br/>＝単価<br/>…1円未満の端数は切上げ<br/>単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p><b>第43号様式</b>（第74条関係）<br/>（ポスター作成証明書の様式）<br/>（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限</p> | <p><b>第42号様式</b>（第74条関係）<br/>（選挙運動用自動車使用証明書の様式）</p> <p>その1（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。<br/>(1)（略）<br/>(2) (1)以外の場合 <u>15,300円</u><br/>5～7（略）<br/>その2・その3（略）</p> <p><b>第42号様式の2</b>（第74条関係）<br/>（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。<br/>(1)（略）<br/>(2) 限度額<br/>ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合<br/><u>7円30銭</u>＝単価<br/>単価×当該作成枚数＝限度額<br/>イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合<br/><u>365,000円 + 4円88銭</u> × (当該作成枚数 - 50,000)<br/>当該作成枚数<br/>＝単価<br/>…1円未満の端数は切上げ<br/>単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p><b>第43号様式</b>（第74条関係）<br/>（ポスター作成証明書の様式）<br/>（略）<br/>備考<br/>1～3（略）<br/>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限</p> |



度額は、次のとおりです。

(1) (略)

(2) 限度額

ア 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
310,500円 + 525円 6 銭 × ポスター掲示場数  
ポスター掲示場数

= 単価

… 1 円未満の端数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を越える場合

310,500円 + 262,530円 + 27円 50 銭 × (ポスター掲示場数 - 500)  
ポスター掲示場数

= 単価

… 1 円未満の端数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

第44号様式 (第75条関係)

(請求書の様式)

その1 (略)

(別紙) その1 (略)

(別紙) その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

|                                 |
|---------------------------------|
| (略)                             |
| 円 台 円<br><u>15,800円</u> × ( ) = |
| 円 台 円<br><u>15,800円</u> × ( ) = |

備考 (略)

(2)・(3) (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円 51 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

375,500円 + 5円 2 銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

度額は、次のとおりです。

(1) (略)

(2) 限度額

ア 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合  
301,875円 + 510円 48 銭 × ポスター掲示場数  
ポスター掲示場数

= 単価

… 1 円未満の端数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を越える場合

301,875円 + 255,240円 + 26円 73 銭 × (ポスター掲示場数 - 500)  
ポスター掲示場数

= 単価

… 1 円未満の端数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

第44号様式 (第75条関係)

(請求書の様式)

その1 (略)

(別紙) その1 (略)

(別紙) その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

|                                 |
|---------------------------------|
| (略)                             |
| 円 台 円<br><u>15,300円</u> × ( ) = |
| 円 台 円<br><u>15,300円</u> × ( ) = |

備考 (略)

(2)・(3) (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円 30 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

365,000円 + 4円 88 銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

|  |   |
|--|---|
| <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> $\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{310,500円 + 262,530円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{301,875円 + 255,240円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p>…1円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p> |
|--|---|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後           |                         |                         | 改 正 前           |                                   |                         |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------------|
| <b>別表第1(病院)</b> |                         |                         | <b>別表第1(病院)</b> |                                   |                         |
| 市区町村名           | 病院の名称                   | 所在地                     | 市区町村名           | 病院の名称                             | 所在地                     |
| (略)             | (略)                     | (略)                     | (略)             | (略)                               | (略)                     |
| 阿賀野市            | (略)<br>介護老人保健施設<br>五頭の里 | (略)<br>阿賀野市岡山町<br>13-23 | 阿賀野市            | (略)<br>水原郷病院介護老<br>人保健施設 五頭<br>の里 | (略)<br>阿賀野市岡山町<br>13-23 |
| (略)             | (略)                     | (略)                     | (略)             | (略)                               | (略)                     |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。